

魚津市告示第173号

魚津駅・電鉄魚津駅周辺まちづくり協議会設置要綱を次のように定める。

令和3年6月7日

魚津市長 村椿 晃

魚津駅・電鉄魚津駅周辺まちづくり協議会設置要綱

(設置)

第1条 令和元年度に策定した「魚津駅・新魚津駅周辺まちづくり基本構想」に基づき、住民、民間事業者及び行政の連携により魅力的なまちづくりを推進するため、魚津駅・電鉄魚津駅周辺まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、駅周辺の魅力的なまちづくり実現に向けて、共有すべき都市空間デザインの考え方と、それを達成するためのデザインの具体例（以下「計画」という。）を検討するとともに、計画に基づいた魚津駅・電鉄魚津駅周辺のまちづくり整備事業（以下「事業」という。）の実施状況について、進捗状況の確認及び妥当性を精査、検証するものとする。

(組織)

第3条 協議会は、14人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) 関係諸団体の役職員
- (4) 関係地域の住民
- (5) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

2 協議会に会長及び副会長を置く。

3 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。

4 会長は、会務を総括する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があったときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から事業が完了するまでの期間とする。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会の会議への出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(ワークショップ)

第6条 会長は、具体的な調査及び整備事業の検討を行うために必要があると認めるときは、協議会にワークショップを置くことができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、産業建設部都市計画課において処理する。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。